

様式 - 1

事業地区・箇所別概要 (1)

平成31年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(継続事業)

1 事業の基本データ

計画事業名	事業名	地区・箇所・路線名	
	道路改築事業	国道166号 田引BP	
事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	道路建設課	道路建設班	059-224-2630
事業施工場所	地域(市部・郡部/一般・準過疎・過疎)		市町字名
	松阪 市部 過疎		松阪市 飯高町富永～田引
事務事業名	道路改築事業		
基本事業名	道路ネットワークの形成		
公共事業評価システムにおける分野名	交通利便性の向上		

2 事業の概要

事業の目的			
当国道は紀伊半島内陸において本県と奈良県を結ぶ幹線道路である。県内においては榎田川流域に生活する県民の生活道路として欠かせない路線であり、第2次緊急輸送道路に指定されている。この路線の整備は松阪・紀勢生活創造圏や津・松阪地方拠点都市、あるいは紀伊半島連携ゾーンに於いて紀伊半島広域交流の基盤整備、さらには県境を越えた広域行政を推進する交通・情報基盤整備の支援となる。			
事業の概要		事業採択	
延長	5,000m	事業採択	1994年度
幅員	6.5(12.5) m	事業着工	1994年度
道路工	5,000m	事業完了	2019年度
橋梁工	11橋	供用開始	2020年度
		全体計画事業費(億円)	80.700
		全体計画工期(年数)	26年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式	
道路工	4,530m	[進捗率 = 実施済み総事業費 / 計画事業費 × 100]	
		2017年度までの事業進捗率	99.0%
		2018年度完了までの事業進捗率	99.9%
		実施済み総事業費(億円)	80.610

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記2基準に基づく今年度の再評価の必要性 (該当する項目の前に 印)	必要である
	必要でない
1. 三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定(該当する項目にチェックする)	
<input type="checkbox"/>	事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
<input type="checkbox"/>	事業採択後一定期間(5～10年)を経過した時点で継続中の事業
<input type="checkbox"/>	再評価実施後一定期間が経過している事業
<input type="checkbox"/>	社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業
2. 公共事業の見直し基準による対象事業判定(該当する項目にチェックする)	
<input type="checkbox"/>	社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したものと及び事業効果が著しく低下した事業 事業の主な目的を喪失した事業 需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業
<input type="checkbox"/>	代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業 ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業
<input type="checkbox"/>	事業採択から5年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業 用地買収に対する反対等により、事業進捗が3年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業 主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が3年以上停滞している事業 (ただし、今後2年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする)

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 (該当する項目の前に 印)	継続
	中止
再評価審査の結果概要	

6 評価結果

評価実施年度	平成30年度	前回評価 特記事項
評価結果 (優先度判定の結果)		

優先度区分について

優先度	: 事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度	: 優先度 以外の新規事業
優先度	: 中止する事業